

県北企業人財確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県北部地域へのUIJターン移住を促進するため、宮崎県が実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」(以下、「県事業」という。)に参画する認定企業が負担すべき費用を補助することについて、宮崎県北部広域行政事務組合(以下「事務組合」という。)の予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和50年延岡市規則第2号。以下「規則」という。)の例によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宮崎県北部地域 延岡市、日向市、門川町、諸塙村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町をいう。
- (2) 認定企業 宮崎県北部地域に主たる事業所を有する企業等又は宮崎県北部地域外に主たる事業所を有するものの、宮崎県北部地域内勤務に限定した採用枠を有する企業等であって、県事業に参画し、認定を受けたものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者は、認定企業とする。ただし、認定企業が宮崎県北部地域内に、主たる事業所を置く場合にあっては当該主たる事業所を置く市町村の、営業所等を置く場合にあっては当該営業所等を置く市町村の市町村民税に滞納がある場合は、交付の対象としない。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、認定企業が、みやざき産業人財確保支援基金に積み立てる寄附金(以下「寄附金」という。)として支出する費用とし、補助金額は、補助対象者が当該年度において支出する寄附金の額を上限とし、事務組合予算で定める範囲内の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、県北企業人財確保支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、代表理事へ提出しなければならない。

- (1) 県事業認定書の写し
- (2) 第3条ただし書の規定による滞納がないことを証する書類
- (3) その他代表理事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 代表理事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえで、補助

金を交付すべきものと認めたときは、速やかに県北企業人財確保支援補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、本補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、県北企業人財確保支援補助金交付申請取下げ届出書（様式第2号）を代表理事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る本補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者は、補助対象経費を支出した後、県北企業人財確保支援補助金請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、代表理事へ提出しなければならない。

- (1) 寄附金領収証の写し
- (2) 補助金の振込先の預金通帳等の写し
- (3) その他代表理事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 代表理事は、前条の規定による請求を受け、その内容の審査の結果、適正であると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 代表理事は、第5条の規定による申請内容に虚偽があると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、代表理事は期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

(交付手続の特例)

第11条 補助金の交付については、次に掲げる手続を省略するものとする。

- (1) 規則第3条第1項に規定する事業計画書及び收支予算書の提出
- (2) 規則第12条第1項第1号の規定による補助事業の収支計算書の提出
- (3) 規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定における補助金等額確定調書の作成

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月12日から施行する。